

新旧対照表（外貨定期預金規定）

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約をする場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、解約の時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>6. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>7. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<p>(略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(2) <u>当行がやむを得ないと認める場合を除き、この預金は、満期日前に解約することはできません。当行がお客様からの解約請求に応じる場合、後記第 5 条（3）の規定により解約する場合など、当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約をする場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、解約の時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>6. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p> <p>7. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>

改定前	改定後
<p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。</p> <p>(4)前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5)前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影、または署名を届出の印鑑、または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>10. (通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(略)</p>	<p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。</p> <p><u>(新設) (4)成年後見人等につき補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p><u>(5)前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</u></p> <p><u>(6)前 4 項の届け出の前に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</u></p> <p>8. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影、または署名を届出の印鑑、または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>10. (通知等)</p> <p><u>当行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>(略)</p>

改定前	改定後
<p>14.(規定の変更等)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。</p> <p>(2)前記 (1) の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。</p>	<p>14.(規定の変更等)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより</u>、変更できるものとします。</p> <p>(2)前記 (1) の変更は、<u>前記(1)の周知の際に定める適用開始日から</u>適用されるものとします。</p>